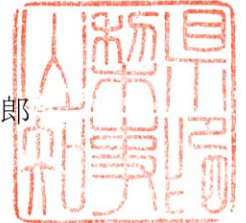


健長第4514号

令和5年2月1日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
「協力要請」及び「イベント等の開催の目安」の一部改訂について（通知）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく新型コロナウイルス感染拡大防止への「協力要請」及び、別途示すとされている「イベント等の開催の目安」を、2月1日付で一部改訂しましたので、お知らせします。

改訂内容として、イベント等で感染者が発生した際の参加者への注意喚起の撤廃や、感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策の実施を前提とし、収容率50%の制限を撤廃し、収容率を100%とする変更となっております。

つきましては、貴施設の職員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

福祉保健部健康長寿推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp

・介護サービス振興担当

TEL : 055 (223) 1455

・介護基盤整備担当

TEL : 055 (223) 1451

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請について

本県においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療提供体制のひっ迫を回避するとともに、コロナ禍からの社会経済活動の回復を更に進めていくため、引き続き感染防止対策を講じていく必要があります。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和5年3月31日までの間、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和4年5月27日（令和4年6月1日適用）

（令和5年2月1日改訂）

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 1 全ての山梨県民の皆様へ

#### （1）ワクチン接種

- ① 新型コロナウイルス感染症からご自身を守るため、また周りの大切な方々を守るため、健康上の理由等により、ワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン接種を推奨しますので、積極的にご検討をお願いします。

なお、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されているため、インフルエンザワクチンの接種についても、ご検討ください。

特に、65歳以上の方などの定期接種対象者で接種を希望される方は、早めに接種していただくよう、ご検討をお願いします。

- ② 1・2回目接種を完了した12歳以上の方で、最終接種から3ヶ月を経過した方は、早期の接種を推奨しますので、積極的にご検討をお願いします。
- ③ 生後6ヶ月以上の乳児、幼児、児童、生徒の保護者の方は、かかりつけの医師などと相談しながら、お子様のワクチン接種について、積極的にご検討をお願いします。
- ④ 事業者の皆様におかれましては、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の従業員等に対し、ワクチン接種の必要性をしっかりと説明し、できる限り接種を受けていただくよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮をお願いします。

なお、健康上の理由等により接種を受けられない従業員等が不利益となる扱いを受けないよう配慮をお願いします。

- ⑤ 学校等関係者の皆様におかれましては、健康上の理由等によりワクチン接種

を受けられない方を除き、ワクチン未接種の生後6ヶ月以上の乳児、幼児、児童、生徒の保護者に対し、ワクチン接種の必要性を説明し、保護者の理解を得た上で接種を受けていただくよう、また大学等においては、学生等に対して早期に接種を受けていただくよう勧奨してください。

なお、健康上の理由等により接種を受けられない乳児、幼児、児童、生徒に対して、差別やいじめなどが起きることのないよう配慮をお願いします。

## (2) 日常生活における感染防止対策

- ① 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、不織布マスクの着用（別紙1参照）、手洗いや手指消毒などの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、十分な換気（30分間に1回程度）を行ってください。

特に気温の低下に伴う暖房使用により、換気がおろそかになりがちのため、定期的な換気に留意してください。

- ② 「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう）を回避するとともに、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を控えてください。
- ③ 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、外出を控え、平日の日中にかかりつけ医や医療機関を受診してください。
- ④ 発熱等の症状はないものの、感染の不安を感じる県内在住の方は、県が行う無料検査事業を活用してください。
- ⑤ 各家庭においては、新型コロナウイルスに感染した場合に備え、抗原検査キットや市販の解熱剤・咳止めなどの薬、手指消毒用アルコール、不織布マスク及び食料などの準備をお願いします。
- ⑥ 会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下、「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設を利用するとともに、当該施設が定める利用時間などの感染防止ルールを厳守してください。

## 2 事業者の皆様へ

### (1) 事業所等における基本的な感染防止対策

- ① 各施設、事業所等においては、県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守を徹底してください。
- ② 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙2に掲げる施設の管理者は、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けてください。
- ③ 各施設、事業所等においては、別紙3に示す適切な感染防止対策に加え、

業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講じてください。

(2) 人の集まりを減らす取り組みや効果的な換気の徹底

- ① 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、休暇の積極的な取得など、人との接触を低減する取り組みを一層実施してください。
- ② 従業員等が体調不良の申し出をしやすい環境づくりや体調不良の従業員等は早期に帰宅させるなど「広げない」ための対策をしてください。
- ③ 換気については、令和4年7月14日のコロナ分科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」を踏まえ、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を実施してください。

[https://corona.go.jp/emergency/pdf/kanki\\_teigen\\_2220719.pdf](https://corona.go.jp/emergency/pdf/kanki_teigen_2220719.pdf)



(3) 高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等における感染防止対策

- ① 入所者等利用者が、発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、他の入所者等と接触を避け、できる限り早く医療機関を受診するようにしてください。また、通所において施設を利用する者については、家庭での健康観察において同様に少しでも体調が悪い場合には、利用を控え、医療機関を受診するよう家族等への周知を徹底してください。
- ② 施設職員等（③の職員等を除く。）について、前回のワクチン接種から3ヶ月以内の場合は週1回、その他の場合は週2回のPCR検査を実施してください。
- ③ 高齢者施設・障害者施設の通所系・訪問系事業所の職員等においては、集中的検査として、週3回の抗原定性検査を実施してください。
- ④ 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い施設職員等が出た場合には、速やかにかかりつけ医や医療機関を受診するよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮をお願いします。
- ⑤ 施設職員等の家族で少しでも体調が悪い方が出た場合には、施設で保管する抗原定性検査キット等により、施設職員等に対し速やかに検査を実施してください。

#### (4) イベント等の開催における感染防止対策

イベント等の開催については、県が別途示した目安(※)のとおりとし、感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期してください。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント等の開催については個別協議とする。

[https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info\\_coronavirus\\_emergencymeasures12.html](https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergencymeasures12.html)



### 3 学校関係者の皆様へ

学校教育活動等については、基本的な感染防止対策に加え、特にエアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行った上で実施するとともに、特に部活動等については、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動は、県が別途示すガイドライン等に沿って実施してください。運動時におけるマスクの着用は生徒の健康を最優先にし、県が別途部活動ごとに示す運動時における感染防止対策例等を参考にしながら、必要最小限となるよう状況に応じて工夫してください。
- ② 大学等における部活動や課外活動を行うに当たっては、従来からの感染防止対策に加え、マスクを外した状態での接触や大声を避けるなど、感染リスクの低減に繋がる取り組みを実施してください。

### 4 小学校関係者の皆様へ

- ① 学校設置者の皆様におかれましては、5歳から11歳までの方のワクチン接種が努力義務になっていることを踏まえ、所管する小学校が県と協力して、ワクチン接種の必要性について保護者に説明する機会を設けることについて御配慮をお願いします。
- ② 小学校の校長の皆様におかれましては、県と協力して、ワクチン接種の必要性を、保護者に説明する機会を設けることについて御協力をお願いします。

### 5 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われてない施設の利用自粛を呼びかけてください。

特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルー

ルの厳守を求めてください。

- ② 市町村の区域内的の住民に対し、新型コロナウイルスに感染した場合に備え、抗原検査キットや市販の解熱剤・咳止めなどの薬、手指消毒用アルコール、不織布マスク及び食料などの準備の呼びかけをお願いします。

## 別紙1 マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

マスク着用については、次の考え方に基づき、取り扱いをお願いします。  
 なお、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないようお願いします。

### ○ マスク着用の考え方

	身体的距離（※）が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内（注）	屋外	屋内（注）	屋外
会話を行う	着用を推奨する （十分な換気など 感染防止対策を講 じている場合は外 すことも可）	着用の必要は ない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとん ど行わない	着用の必要はな い	着用の必要は ない（事例①）	着用を推奨する （事例③）	着用の必要は ない（事例②）

（注）外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

#### 事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

#### 事例②

- ・徒歩での運動など、屋外で人とすれ違うような場合

#### 事例③

- ・通勤電車の中

### ○ 小学校就学前の児童のマスク着用について

- ・ 2歳未満（乳幼児）は、マスク着用の推奨は行わない。
- ・ 2歳以上は、保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる。

## 別紙2 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等



### 別紙3 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状(※)がある従業員等の出勤を停止  <small>※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間</small></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状(※)がある来訪者の入場を制限</li> </ul>
3つの「密」(密閉・密集・密接)を回避した施設利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの方向の窓や扉を開けるなど、新鮮な空気を取り込むための換気</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立ち位置の表示などによる列の間隔の確保</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ会議やWeb会議などの活用</li> </ul>
飛沫感染、エアロゾル感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行、効果的な換気の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の人が触る箇所など、施設内の定期的な消毒</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設、事業所内での飲食時や喫煙時の感染対策</li> </ul>
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅勤務(テレワーク)や時差出勤の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所の切り替わり時(休憩室、更衣室、喫煙室等)に感染リスクが高まることへの注意喚起</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数人数での移動時における車内でのマスク着用</li> </ul>
委託業者等も含めた感染防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、人材派遣等の委託業者も含めた感染対策の実施</li> </ul>

# イベント等の開催の目安

令和3年2月12日  
(令和5年2月1日改訂)

## 1 イベントの定義について

山梨県からの新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請における「イベント」とは、事前予約もしくは当日のチケット販売により、開催時間を指定して、不特定多数に向けて集客する興行等を指します。

## 2 感染防止安全計画を策定するイベント

「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベントについては、施設管理者又はイベント等の主催者は、別途定める様式により感染防止安全計画を策定し、あらかじめ山梨県の確認を受けること。

人数上限は、収容定員（収容率上限100%）までとする。

※参加者を事前に把握できない場合でイベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、かつ、収容定員が設定されていない場合で人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時は、安全計画策定の対象とする。

### (1) 感染防止安全計画に記載すべき事項

必要な感染防止対策（下記4）を具体的に感染防止安全計画に記載。

### (2) 安全計画の提出期限

主催者は、イベントの開催日の2週間前までに県に提出。

### (3) 結果報告書の提出

主催者は、イベント終了日から1か月以内を目途に別途定める様式による結果報告書を県に提出。ただし、クラスター等の発生が確認された場合は、直ちに県に報告。

### 3 感染防止安全計画を策定しないイベント

上記2「感染防止安全計画を策定するイベント」以外のイベントについては、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 収容定員が設定されているイベント等の人数については、必要な感染防止対策が担保される場合(下記4)には、次に掲げる(ア)人数上限及び(イ)収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

#### ア 人数上限の目安

人数の上限は、5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方とする。

#### イ 収容率の目安

収容率の上限は、100%とする。

(2) 収容定員が設定されていないイベント等については、必要な感染防止対策(下記4)に加え、密が発生しない(人と人とが触れ合わない)程度の間隔を確保すること。

### 4 必要な感染防止対策について(全てのイベント等において実施することが前提)

必要な感染防止対策の担保とは、別紙2に掲げる要件を満たすものとして、施設管理者及びイベント等の主催者の双方において確認された場合とする。

※感染防止安全計画の策定を要しないイベントについては、施設管理者又はイベント等の主催者が別途定めるチェックリストにより感染防止策を確認し、Webページ等で公表すること(イベント終了日から1年間保管)。

※対策実施にあたっては、子どもや障害をお持ちの方など、マスクの着用などの感染防止対策が難しい方への差別的待遇とならないよう配慮すること(厚生労働省HP「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害がある方等への理解について」参照)。

# 感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙 1

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率上限 (注2)	100%	
重点措置 区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注5）	原則要請なし（注5）
	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注6)	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（注2）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注3）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする

（注4）緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

（注5）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

（注6）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

<p style="text-align: center;"><b>基本的な感染防止策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>具体的な対策例</b> ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p>
<p><b>1. イベント参加者の感染対策</b></p>	
<p><b>(1) 感染経路に応じた感染対策</b></p>	
<p><b>①飛沫感染対策</b></p> <p>□ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</li> </ul> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マスクを着用しない者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>• マスクを着用しない者の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）</li> <li>• 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底</li> </ul> </li> <li>○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</li> <li>○ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</li> </ul>
<p><b>②エアロゾル感染対策</b></p> <p>□ 機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）</li> <li>* 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け</li> <li>* 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70%</li> <li>* 屋外開催は除く</li> </ul> <p>□ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</p> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各施設の設備に応じた換気             <ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気</li> <li>• 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施</li> <li>• 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス</li> </ul> </li> <li>○ マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</li> </ul>

<p style="text-align: center;"><b>基本的な感染防止策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>具体的な対策例</b> ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p>
<p><b>(1) 感染経路に応じた感染対策</b></p> <p><b>③接触感染策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❑ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施</li> <li>❑ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施</li> <li>○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ</li> <li>○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</li> </ul>
<p><b>(2) その他の感染対策</b></p> <p><b>④飲食時の感染対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ</li> <li>○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨</li> <li>○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）</li> </ul>
<p><b>⑤イベント前の感染対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体制構築の上、検温・検査の実施</li> <li>○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備</li> </ul>

基本的な感染防止策

具体的な対策例

※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること

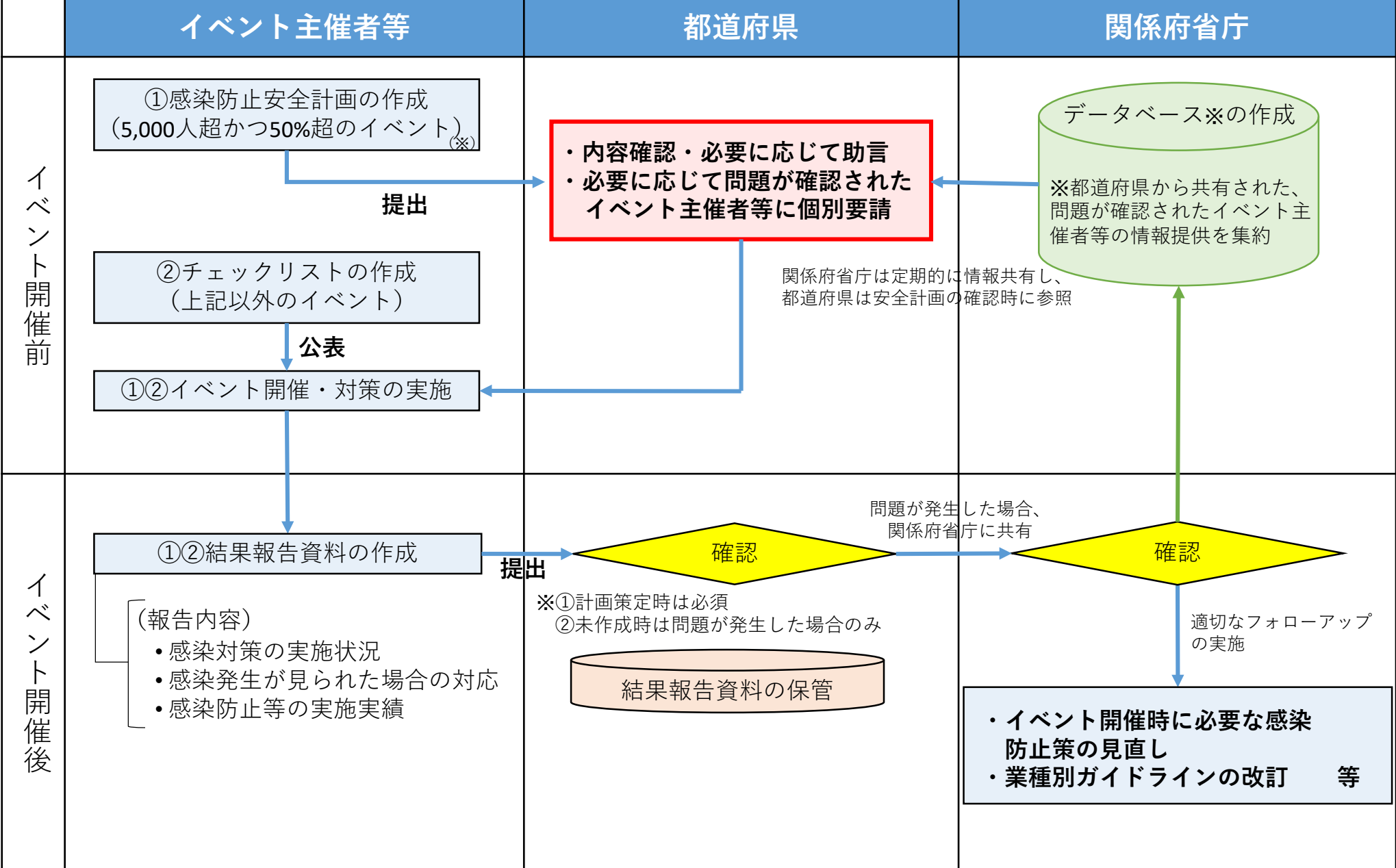
2. 出演者やスタッフの感染対策

⑥出演者やスタッフの感染対策

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

- 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施
  - ・ 健康アプリの活用等による健康管理
  - ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施
  - ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える
  - ・ 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等
- 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施
  - ・ 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避
  - ・ 舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保
  - ・ 本番前後でのマスクの適切な着用
  - ・ イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ
- ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

# 感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント



## オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（抄）

第12回新型コロナウイルス  
感染症対策分科会提言

### Ⅲ. オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

#### 【事業所】

- 事業所については、その形態は様々であるが、社会機能の維持の観点から感染を防ぐためにも、オミクロン株の特徴として感染・伝播性が高いことを踏まえ、三密を避ける行動を徹底すべきである。また、緊急事態宣言や都道府県による“レベル3”への引き上げを待つことなく、以下の感染防止策を前倒しで実施していくべきである。その際、対面を必要とする業務なのか等業務内容に合わせて対策を講じるべきである。
- ・緊急事態宣言の発出を待つことなく、職場への出勤に関して、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒して設定すること。
  - ・感染が拡大している地域への出張は、マスクの着用等基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動は避けること。
  - ・職場や現場における基本的な感染防止策を徹底すること。特に飛沫のかかる物品・設備の共用や使いまわしの回避、使用前後の消毒は徹底すること。
  - ・休憩室、更衣室、喫煙室等における飲食や会話の自粛、適切な（使用人数に応じた定期的な）換気、三密回避を徹底すること。
  - ・食堂や寮など職員の交わりが想定される場面での対人距離の確保、適切な換気、共用部分の消毒を徹底すること。
  - ・従業員の体調管理（日々の検温、必要に応じた検査等）を徹底すること。
  - ・大人数・大声の場面が想定される懇親会等は自粛・延期すること。
- 事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等を進めるべきである。

## 1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

### 1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を。**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。**

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。**通常のエアコンには換気機能がないことに留意**

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を**概ね1,000ppm以下に維持**（※1）

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、**二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>センサー）の活用が効果的。**

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることができないことに留意。

### 1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のだよみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

## 感染防止安全計画

## 1. 開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

※ 催物のチラシや実施計画書（既存資料）を併せてご提出ください。

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 ( 時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限) いずれかを 選択	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
収容定員	〇〇, 〇〇〇人 (収容定員ありの場合記載)	
参加人数	〇〇, 〇〇〇人	
対象者全員 検査の実施	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和	
その他 特記事項		



## ②エアロゾル感染対策

### <チェック項目>

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
  - 必要な換気量（一人当たり換気量 30 m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）
  - 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け
  - 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は 40-70%
  - 屋外開催は除く
- 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

### <具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

➤ 各施設の設備に応じた換気

- 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気
- 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施
- 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス

➤ マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

（記載欄）

(1) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

### ③接触感染対策

#### <チェック項目>

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

#### <具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

- 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施
- アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ
- 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

#### （記載欄）

(1) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) その他の感染対策

④ 飲食時の感染対策

<チェック項目>

- 上記(1) 感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）の周知

<具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

- アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ
- 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨
- 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）

(記載欄)

- (1) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○





## 2. 出演者やスタッフの感染対策

### ⑥出演者やスタッフの感染対策

#### <チェック項目>

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

#### <具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

- 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施
  - 健康アプリの活用等による健康管理
  - 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施
  - 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える
  - 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等
- 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施
  - 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避
  - 舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保
  - 本番前後でのマスクの適切な着用
  - イベント前後を含めた1.(2)④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ
- ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

（記載欄）

(1) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○

(2) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○

(3) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

※提出時には、イベントのチラシや計画書等（既存資料）、参考とした業種別ガイドライン等も添付してください。

3～4は、該当する場合のみ記載してください。

### 3. 対象者全員検査の実施に関する実施計画

※緊急事態措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」（令和4年1月7日付け事務連絡）等を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

「検査結果」のいずれも対象としている。

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

### 4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）  
（氏名）

主な助言内容：

# イベント開催時のチェックリスト

様式2

【第3版（令和5年1月版）】

<b>開催概要</b>	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。	
イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等		
開催日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧ご提出ください。)	
開催会場		
会場所在地		
主催者		
主催者所在地		
主催者連絡先	(電話番号)	(メールアドレス)
収容率(上限) いずれかを 選択	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
収容定員	〇〇,〇〇〇人 (収容定員ありの場合記載)	
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
その他特記事項		

# 感染防止策チェックリスト

【第3版（令和5年1月版）】

## 基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

## 1. イベント参加者の感染対策

### (1) 感染経路に応じた感染対策

#### ① 飛沫感染対策

- 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

#### ② エアロゾル 感染対策

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

#### ③ 接触感染対策

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

# 感染防止策チェックリスト

【第3版（令和5年1月版）】

## 基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

### 1. イベント参加者の感染対策 (2) その他の感染対策

#### ④ 飲食時の 感染対策

- 前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、**飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）の周知**

#### ⑤ イベント前の 感染対策

- **発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ**

### 2. 出演者やスタッフの感染対策

#### ⑥ 出演者や スタッフの 感染対策

- **出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施**
- **舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施**

# イベント結果報告フォーム

様式3

○イベントの情報（公表する場合、\*については適宜）

イベント名	
出演者、チーム	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県）*	
主催者所在地（市区町村）*	
主催者所在地（番地等）*	
開催会場（名前）	
都道府県	
都道府県コード	
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“-”を入力）	
催物の類型	
安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○**感染者の参加** →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人（○月○日時点）
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因  ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

不使用欄（LOOP便宜のため白字入力済）

○**感染防止策不徹底（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）**

感染防止策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 （具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。